

令和8年度 江東区スクールソーシャルワーカー 募集案内

1 募集する職名及び人数

(1) 募集の職種

スクールソーシャルワーカー

(江東区会計年度任用職員 ※地方公務員法の適用あり)

(2) 募集人数

若干名

(3) 勤務場所

江東区教育委員会事務局教育支援課（江東区教育センター2階）

※江東区立小学校・中学校・義務教育学校・幼稚園（以下「学校等」という）、その他関係機関及び児童・生徒（以下、「児童等」という）家庭訪問などの出張が多数あります。

(4) 職務内容

- ①学校等からの要請による学校訪問
- ②児童等及び教職員に対する問題解決に向けた支援、相談及び情報提供
- ③学校内における児童等に対する支援体制の構築
- ④学校等及び関係機関のネットワークの構築及び支援
- ⑤教職員及び関係機関職員への研修活動
- ⑥学校等及び関係機関への巡回訪問
- ⑦前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める職務

2 応募資格（求められる能力）

- ・職務を遂行するために必要な知識・技能及び経験を有し、かつ社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する方
- ・心身ともに健康であり、区立学校及び幼稚園に在籍する不登校やヤングケアラー等の困難な状況にある児童等に対して支援方法を検討し、対応することについて、前向きに取り組む強い意欲を有する方
- ・Excel や Word 等のソフトを操作し、基本的な入力、文書作成等の事務ができる方
- ・協調性があり、業務に対し強い責任感がある方
- ・上司の命に従うとともに、服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる方
- ・職務上知り得た個人情報の秘密を守れる方（その職を退いた後も同様とする）

3 任用予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※条件付採用期間あり（原則1か月）

※令和9年4月1日以降、公募によらない再度任用への申込が可能です。ただし、1年以内の任用であり、令和9年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。

公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等による選考のうえ、決定します。

4 勤務条件

(1) 勤務日数

年間192日勤務（原則月16日）

(2) 勤務時間

午前8時30分から午後17時15分まで

※出張や会議等の状況によっては、勤務時間が前後する場合もあります。

5 報酬

(1) 基礎報酬

月額297,738円（令和8年4月～（見込））

※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。

(2) 諸手当

・通勤費相当別途支給（上限55,000円／月）

・期末勤勉手当

※基準日（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会计年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。

6 休暇

年次有給休暇

夏季休暇（有給。7月1日～9月30日の間に取得可）

妊娠出産休暇（有給。産前6週間・産後8週間）

その他 慶弔休暇（有給）、妊婦通勤時間（無給）等

7 加入保険

東京都職員共済組合（健康保険）、介護保険、厚生年金保険、雇用保険

8 応募方法

次の提出書類を「11 申込み・問い合わせ先」まで郵送または持参によりご提出ください。

(1) 提出書類

①江東区会計年度任用職員申込書（フルカラー写真を必ず添付）

②作文（800～1,000字、様式は任意）

題名「困り感のあるこどもを早期支援につなげるため、各機関との情報共有、連携を図るにあたり、スクールソーシャルワーカーとして心がけるべきことは何か。」

③資格証（社会福祉士または精神保健福祉士）の写し

※提出書類については、返却いたしません。

(2) 提出期限

令和8年1月14日（水曜日）午後5時まで

(3) 提出方法

郵送の場合：上記期日必着とします。期日以降の到着は受付しません。

なお、郵送事故の責任は負いかねますのでご注意ください。

また、封筒表面左下に「江東区スクールソーシャルワーカー
申込書類 在中」と赤字で記載してください。

持参の場合：受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。

9 選考方法

第1次選考：書類審査

第2次選考：面接審査

※令和8年1月28日（水）又は1月29日（木）実施予定
(第1次選考の合否および合格者の第2次選考の詳細は別途お知らせします)

10 注意事項

地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

11 申込み・問い合わせ先

〒135-0016

江東区東陽二丁目3番6号 江東区教育センター2階

江東区教育委員会事務局 教育支援課教育支援係

電話番号：03-3647-9307

※この募集内容は、令和8年度の予算の成立をもって正式決定します。

令和8年度の任用は、令和8年度の予算成立を前提としており、予算の成立状況によっては、任用できない場合もありますので、ご承知おきください。